

★空自浜松基地の「エア・フェスタ二〇一六の中止」を求めます
― 憲法九条の本旨に照らして ―

私たちはこれまで幾度か「エア・フェスタ」の中止を要請してきましたが、今年は去る九月二一日、護憲三団体共同で、空自浜松基地司令に提出し、担当者に興味を説明して来ました。

憲法九条の本旨に反することです

◇憲法第九条の本旨は絶対平和主義であり、国際紛争の解決方法として武力は一切使わないと決めたことです。

◇しかし、昨年九月十九日の国会で強行採決された新安法によれば、自衛隊の活動範囲が拡大され、PKO活動に於いて武力行使が容認されております。

◇一方、安倍政権は積極的平和主義を唱え、武力を用いての世界平和への貢献を強調しております。

◇この流れから考えますと、自衛隊は今後、武力行使の機会が増大し、結果的に戦争に至る可能性が大きくなります。これは憲法九条の本旨に反する方向ではないでしょうか。

エア・フェスタの「楽しさ」と「危うさ」

◇航空祭と称して、戦闘機の展示飛行と機の内部公開をしております。観る人はゲームを観る様な気持で眺め、楽しみ、時に感動することでしょう。

◇しかし、これは自衛隊（武力）の宣伝活動の一環であり、戦争のための武器の展示です。戦闘機のショーを格好いと感じ、更には戦争を格好いと感ずるようになったらどうでしょう。戦争に対する抵抗感が薄れてくれば増々戦争が近づいてくることになるでしょう。

戦争について考えてみましょう

◇戦争がもたらすものは殺人と破壊であり決して平和ではありません。

◇戦争の担い手は誰でしょうか。政府が戦争を始めたとしても、結局主権者の国民が責任を負うことになります。国民は生命と財産をかけることになります。

平和への道

◇真に世界平和を願うならば、日本はもとより世界各国が日本国憲法九条の精神に則って平和外交と政治、経済、文化の交流を深めることにより戦争の種をつくらぬようにすることではないでしょうか。

二〇一六年十月九日（日）護憲平和行進（通算596回目）

★浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

日本国憲法前文
日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

日本国憲法第九条
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。